

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 3 年 3 月 19 日付け松江市監査委員告示第 3 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 3 年 4 月 21 日

松江市監査委員 松 本 修 司  
 松江市監査委員 安 来 弘 喜  
 松江市監査委員 野 々 内 誠

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>4 総括意見</p> <p>公園台帳については、台帳で公園の状況が確認できるよう事務の見直しが必要である。このためにも、公園台帳のデータ化を実施されたい。</p> <p>公園の行為許可や占用許可の事務処理については、概ね適正に行われていたが、一部申請書類の様式に誤りがあった。公園の種類による行為許可や、占用許可の違いによる申請書類の誤りを防ぐためにも、簡易な申請様式に見直しをされたい。</p> <p>公園の清掃等の維持管理については、大規模な公園では業務委託により実施されているが、約 4 割の公園では、公園愛護団による除草が行われており、残りの公園についても業務委託等により、概ね適正に管理されていた。また、年次目標を掲げて公園愛護団を増やす計画があるので、目標達成に向けて、引き続き取り組まされたい。</p> <p>公衆トイレの清掃については、多くの公園を一括で 1 事業者に業務を委託し、点在する周辺の公衆トイレについては、町内会や公園利用の各団体等と連携して実施しており、清潔な環境が確保されている。このような中で、令和 2 年 3 月に「松江市公衆トイレの整備計画」が策定され、総括的な整備方法や管理体制を定めた整備方針を作成し、利用しやすい公衆トイレの環境改善に向け取り組むこととしている。今年度から具体的な整備</p>	<p>公園台帳のデータ化については、令和 3 年度から、より利用しやすい台帳にするよう見直しを進めることとしています。できるだけ早くデータ化の導入ができるよう努めます。</p> <p>公園利用の申請書については、現在、利用目的により書式を区別していますが、申請者の方が利用しやすいような様式となるよう改善していきたいと考えています。</p> <p>公園の清掃等の維持管理は、引き続き適切に管理されるよう努めます。</p> <p>また、公園愛護団については、愛護団体に行ったアンケートの意見を参考にしながら、若い世代にも活動に参加いただけるよう、制度の周知に努めます。</p> <p>公衆トイレ整備については、まずは優先に整備するゾーンについて重点的に整備を進め、並行して、残りのトイレ整備に必要な財源の確保に努めます。</p> <p>また、整備を進めるとともに、トイレの清潔な環境がより維持できるよう努めます。</p> <p>使用禁止遊具については、令和 3 年度中に約 8 割の解消を目指すとともに、残りの遊具についても年次的に必要な予算確保をしながら出来るだけ早期に全面的に解消できるよう対応を進めま</p>

が始まっているので、一元的な公衆トイレの整備や管理について、計画的に取り組みを進められたい。

遊具等の安全管理については、職員による日常点検の他に、年1回、委託業者による点検が行われている。この報告に基づき、当面の使用禁止措置や次年度以降の撤去又は改修整備等の対応が行われている。このような中で、今回実施した一部抽出の現地調査においては、使用禁止状態の遊具が多数確認された。また、担当課に確認したところ、全体で約1割の遊具について使用が禁止されているとのことであった。使用禁止の遊具が数多く存在することは、公園利用者の利便性を損ねるだけでなく、公園のイメージの悪化にもつながる恐れがあるので、早急な取り組みが必要である。

樹木の管理については、大規模な公園では、地域ごとに事業者による管理が実施されている。その他の小規模の公園では、業務委託や職員の巡回点検、地域住民の報告等で、伐採等により環境の改善が図られている。良好な環境が確保されるよう、引き続き努められたい。

最後に、本市では、令和元年度に「松江市みどりの基本計画」(2020-2029)を策定された。この計画に基づき、順次各種の取り組みを実施することとしているので、計画的に公園の整備や管理に取り組まれることを望むものである。

す。

樹木管理については、引き続き危険となる樹木の早期対応を行うとともに、公園環境のために密集木の間引きを行うなど、今後の管理も見据え、計画的な維持管理に努めます。

今後も、「松江市みどりの基本計画」に基づき、公園機能の見直しを行いながら、維持管理費の軽減を図り、公園利用者の利便性向上や安心・安全な公園施設となるよう取り組みます。